議案第７号

高根沢町情報公開条例の一部改正について

高根沢町情報公開条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和７年６月３日

高根沢町長　神林秀治

【説明資料】高根沢町総務課

高根沢町情報公開条例の一部改正について

1　概要

不開示とする個人情報の範囲について、国の範囲と合わせるため所要の改正をするものです。

2　改正内容

不開示情報の例外としていた「公務員等の職・氏名及び当該職務の遂行内容」のうち「氏名」を削ります。（第７条第２号）

3　施行日

公布の日

高根沢町条例第　号

高根沢町情報公開条例の一部を改正する条例

高根沢町情報公開条例（令和５年高根沢町条例第８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（公文書の開示義務） 第７条 （２） ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	（公文書の開示義務） 第７条 （２） ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の高根沢町情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にした公文書開示請求から適用し、同日前の公文書開示請求については、なお従前の例による。